

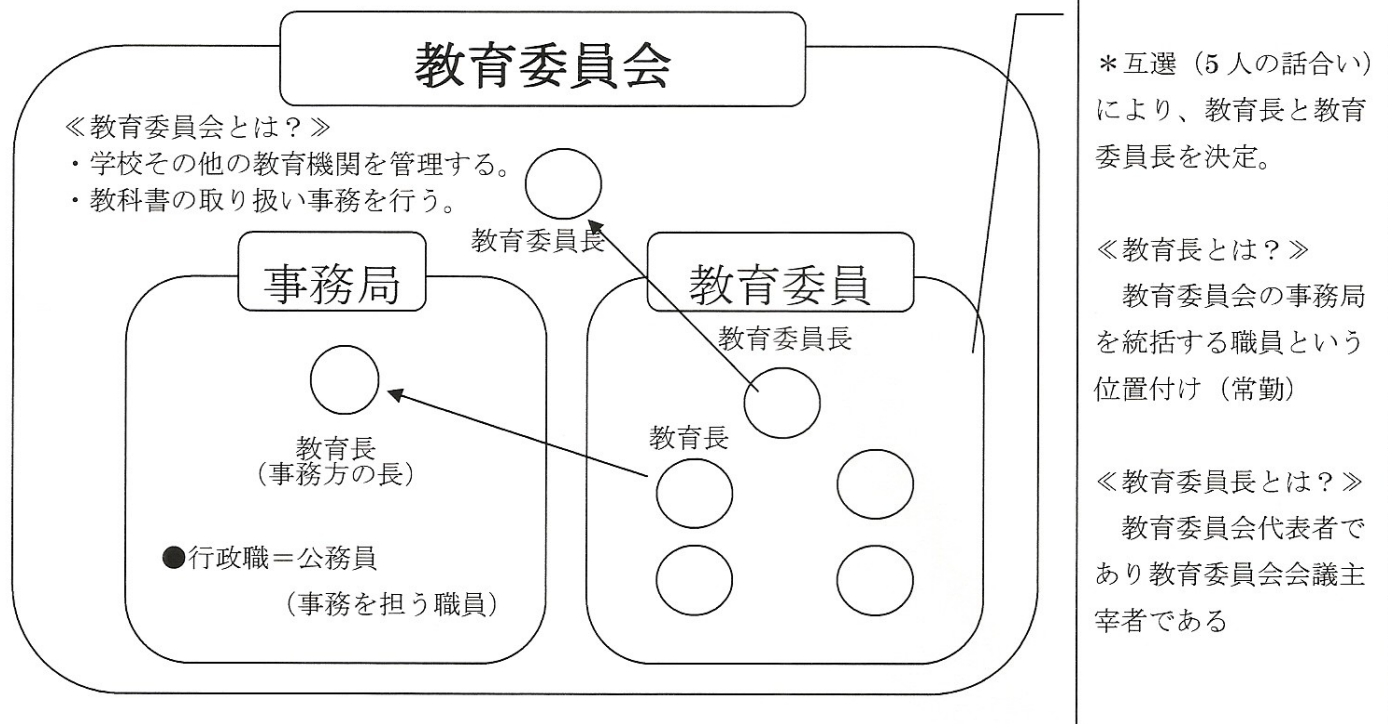
＊この資料は、わたし達一般市民が理解できていなかった、基本的なことを調べてまとめたものです。

もし、間違い等ありましたら、ご指摘ください。

一般市民有志

《教育委員とは？》

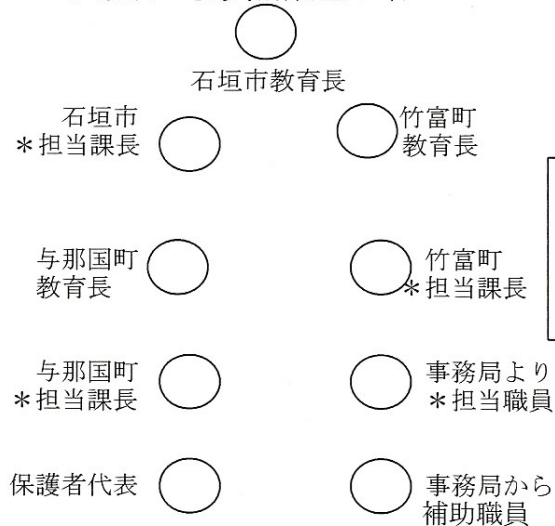
- ・地方自治体の教育に関することを話し合う。
- ・市長が選任し議会で承認する。
- ・構成について年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じない配慮をすることが規定されている。また委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならない。
- ・それぞれの任期はずれている。



《教科用図書八重山採択地区協議会とは？》

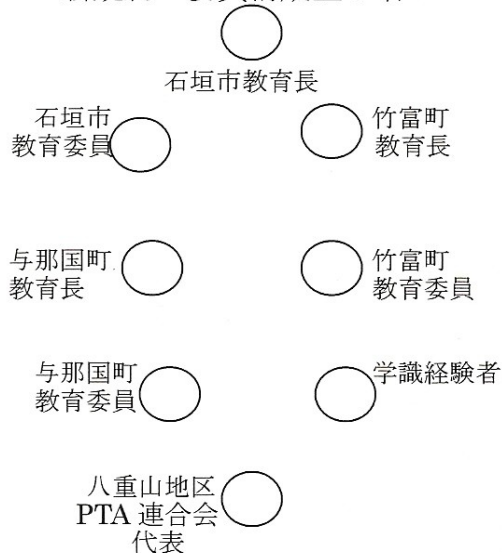
- ・石垣市、竹富町、与那国町の教育委員会で構成。
- ・地区内の小中学校が使用する教科書について選定する。
- ・石垣市教育委員会が事務局となり、石垣市教育長が会長を務める。

旧規約の委員構成全 9 名



なぜ、このメンバーにしたかったのか？

新規約の委員構成全 8 名



＊担当課長、担当職員…教職から派遣された指導主事(専門職)